

確定申告日程表

- 市役所市民部税務課市民税係 ☎32-1111
 ●三角支所市民課税務係 ☎53-1111
 ●不知火支所市民課税務係 ☎33-1111
 ●小川支所市民課税務係 ☎43-1111
 ●豊野支所市民課税務係 ☎45-2111
 ★宇土税務署 ☎22-0410

期 日	受付時間	三角支所	不知火支所	本 庁	小川支所	豊野支所	
2月	16日(木)	午前	小田良・石打	桂原・塩屋浦	舞鳴・弦巻	上上郷	
		午後	大田尾東				
	17日(金)	午前	大田尾西	亀崎・長崎全区	豊川校区	田中・小園 野添・宮園	下上郷
		午後	西港一				
	20日(月)	午前	西港二・西港三	鴨籠・新村・浦上	西・大岩・平野	西・大岩・平野	中 間
		午後	本 町				
	21日(火)	午前	馬立・駅通り	亀尾・塩浜	引上他・西山境尾 蓮仏・稲川桶渡	引上他・西山境尾 蓮仏・稲川桶渡	中 間
		午後	駅裏通り・東港二				
	22日(水)	午前	東港三	松 崎	表南小川・日岳町 納野・蛭子町	表南小川・日岳町 納野・蛭子町	下 郷
		午後	東港四・赤岩				
23日(木)	午前	東港五	十五社全区	寺町・上町・中町	寺町・上町・中町	下 郷	
	午後	際 崎					
24日(金)	午前	古氷団地	浜田・高良全区 雇用促進	新町・亀之町	新町・亀之町	南山崎	
	午後	古 氷					
27日(月)	午前	有働団地・宮崎	御領1区~4区	出来町・西小川 井手口・益南	出来町・西小川 井手口・益南	南山崎	
	午後	塩 屋					
28日(火)	午前	浦	御領5区~6区	南部田・耕地	南部田・耕地	北山崎	
	午後	黒崎・向山					
3月	1日(水)	午前	道峰・迫出	柏原・小曾部	北部田・北小野	北部田・北小野	上安見
		午後	上下出・片島東				
	2日(木)	午前	田井浦	塚原全区	南小野・中小野	南小野・中小野	下安見
		午後	上 内				
	3日(金)	午前	中内・野崎南	永尾1区	河 江	河 江	下巢林
		午後	塩屋東・塩屋西				
	6日(月)	午前	片島西・野崎北	永尾2区・古屋敷	三ツ丸・上住吉 下住吉	三ツ丸・上住吉 下住吉	下巢林
		午後	山田・矢崎				
	7日(火)	午前	船 津	山村・浦の谷 須の前	本 村	本 村	上巢林
		午後	打越・馬場				
8日(水)	午前	上本庄・下本庄	仲	江 頭	江 頭	下糸石	
	午後	上中村・金桁・千房・八柳・開拓					
9日(木)	午前	新地・前越	上	仲之江	仲之江	下糸石	
	午後	大口・底江					
10日(金)	午前	手場・古場	西・和田	川 尻	川 尻	上糸石	
	午後	上底江・御船・里浦					
13日(月)	午前	予備日 三角支所受付	救の浦	南新田・新田	南新田・新田	予備日 豊野支所受付	
	午後						
14日(火)	午前	予備日 三角支所受付	大 見	南出村・北出村 宇土割・不知火	南出村・北出村 宇土割・不知火	予備日 豊野支所受付	
	午後						
15日(水)	午前	予備日 三角支所受付	予備日 不知火支所受付	予備日 小川支所受付	予備日 小川支所受付	予備日 豊野支所受付	
	午後						

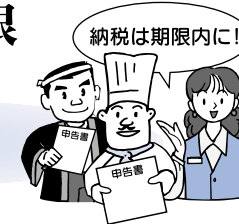
※受付時間 午前=9時~11時まで 午後=1時~4時まで

確定申告

★申告期間

所得税 2月16日(木)~3月15日(水)
 贈与税 2月 1日(水)~3月15日(水)

★個人事業者の消費税および 地方消費税の納付期限 3月31日(金)まで



今年も確定申告の時期が近づいてきました。準備はお済みですか？
 毎年申告の期限が間近になると受付会場が大変混雑し、提出まで長時間お待ちいただく場合もあります。申告はできるだけ自分で書いて、早めに提出してください。

申告相談の場所と 納税相談のご案内

申告期間中は宇土税務署・宇城市役所および各支所ごとに、特設会場を設けております。

ただし、所得税、消費税および地方消費税、贈与税、譲渡・山林所得のある人は、税務署で、所得税(簡易なもの)、住民税申告の人は宇城市役所および各支所特設会場で受け付けます。

また、自分で申告・納税するのが原則です。従って税務署および市からの案内は、昨年の実績に基づいて案内しております。

昨年、新たに事業を始めた人や2方所以上から給与を受け、年末調整をしていない人など、今年新たに確定申告が必要となる人への案内はしております。ご自分で期限内に申告と納税をお済ませください。確定申告書は「所得税の確定申告書の手引き」を参考に記載していただくか、国税庁ホームページ

ページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できますので、ぜひご利用ください。提出は郵送でも結構です。

◎申告が必要な人

平成18年1月1日現在で宇城市に居住している人で、
 ★平成17年中に給与・年金所得以外の所得(営業・農業・不動産・雑・その他の事業など)がある人
 ★給与所得者で平成17年の途中で退職した人

◎次の人は、申告の必要はありません

★年金受給者で収入金70万円以下(平成18年1月1日現在で、65歳以上の人は、120万円以下)の人で他に所得(営業・農業・不動産・雑・その他の事業など)がない人

申告相談の時、 持って来る物

①税務署から送付された申告書をお持ちの人は、その「申

告書」および「収支内訳書」

②「印鑑」「電卓」「筆記用具」「通帳(還付の場合)」

③年金・給与のある人は、「源泉徴収票」

④生命保険料・損害保険料の支払いのある人は、「支払い保険料の証明書」

⑤医療費控除を受ける人は、「支払った医療費の領収書」「保険などで補てんされる金額の明細書」

※事前に税務署および宇城市役所・各支所申告会場に備え付けの医療費控除用整理封筒で、医療費の計算をしていただくのと申告時間が短くて済みます。

⑥住宅借入金(取得)等特別控除を受ける人は、「住民票の写し」「登記簿謄本」「売買契約書の写し」または、「請負契約書の写し」「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」増築の場合「増改築等工事証明書」

⑦「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」など